

理容所・美容所を開設される皆さんへ

■書類を提出する前に・・・

※理容所・美容所については、下記の法令による規制対象となりますので、事前に下記の担当部署に相談してください！

関係法令	内容	担当部署	連絡先
建築基準法	<u>理容所・美容所を建てられない地域が一部あります</u> ので、事前に相談してください。	郡山市 開発建築指導課	924-2371
農地法	<u>理容所・美容所を農地に建てる場合は、農地転用等の手続きが必要になります</u> ので、事前に相談してください。	郡山市 農業委員会事務局	924-2481
農業振興地域の整備に関する法律		郡山市 農業政策課	924-2201
廃棄物処理法	散髪で出る人毛等は、『事業系一般廃棄物』であり、 <u>町内会等が設置しているごみ集積所に排出できません</u> ので、事前に相談してください。	郡山市 5R 推進課	924-2181

■必要書類

●：必ず提出が必要な書類 ○：該当する場合、提出が必要な書類

種類	内容	提出時 チェック欄
●理容所（美容所） 検査確認申請書	・第1号様式 ・検査手数料【16,000円（現金）】	
●理容所（美容所）開設届	・第3号様式	
●平面図	・構造設備の概要を明示したもの （作業所・待合所・消毒所の区分、面積算定に使用した寸法、イスとイスの間隔、換気扇の位置、作業所と待合所の仕切、縮尺等）	
●医師の診断書	・理容師（美容師）の結核、皮膚疾患の有無に関するもの ・発行後3ヶ月以内のもの	
●理容師（美容師）免許証	・ <u>原本及び写し</u> （原本確認実施）	※裏面がある場合は両面コピー
○管理理容師（管理美容師）資格を証明する書類 【修了証書】	＜理容師（美容師）である従業員が常時2人以上の場合＞ ・ <u>原本及び写し</u> （原本確認実施）	※現在の姓と免許証等記載の姓が異なる場合は、戸籍抄本添付
○登記事項証明書	＜開設者が法人の場合＞ ・発行後6ヶ月以内のもの	
○住民票の写し	＜開設者が外国人の場合＞ ・国籍等の記載があるもの	

書類の提出期限は、
オープン1週間前です！

⇒裏面もご覧ください

■審査項目

審査項目	審査内容
① 書類は整っているか？	上記必要書類を審査
② 理容所（美容所）以外との区画は適当か？	・着付室やスタッフ休憩室等、付随用途部分は全面を壁・ドア等で区画すること。 ・住居兼理容所（美容所）の構造の場合は、入口を別に設け、かつ、全面を壁・ドア等で区画すること。
③ 作業所、消毒所の床面積は適当か？	【作業所】 理美容の作業エリア。主に理容（セット）イス設置スペース イス2台まで 9m²以上 それ以上、イス1台増すごとに3m²以上増大 (例) イス3台：12m²以上 イス4台：15m²以上 【消毒所】 消毒の作業エリア。床面積 1.65 m²以上 ・シンク等の洗浄用設備はあるか。 ・原則 3 面は天井まで隙間の無い壁。（換気等の問題から天井まで仕切ることができない場合でも 1.8m 以上の高さが必要。） ・入口に扉等を設置し、個室とするのが望ましい。
④ イスとイスの間隔は適当か？	両端の間隔が 80cm 以上 あること
⑤ 待合所を設ける場合、作業所との区分は適当か？	・床から立ち上がり、隙間がないもの（衝立等）で区分する。 ・高さは 90cm 程度
⑥ 換気設備は適当か？	原則、機械換気
⑦ 洗髪設備はあるか？	

■検査確認事項

- 布片及び器具を消毒、未消毒に区分して収納する容器が備えられているか？
- 作業用の器具類、布片及び薬品等は十分か（数や種類等）？
- 採光・照明は十分か？
- 外傷用の医薬品を備えてあるか（傷薬、カットバン等）？
- ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えてあるか？ 等々

後日、現場検査で
確認します！

■その他

- 理容、美容などの生活衛生関係営業を営営する皆さんは、生活衛生同業組合に任意で加入できますので、詳しくは各組合にお問い合わせください。
- 開設者（個人又は法人）の氏名、営業施設の所在地、電話番号及び検査確認年月日等の情報は、郡山市情報公開条例に基づく情報開示の対象となります。

お問い合わせ及び相談窓口はこちら

郡山市保健所生活衛生課 環境衛生係

〒963-8024 郡山市朝日二丁目 15-1 TEL 024-924-2157 FAX 024-934-2860

E-mail seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp